

宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例等（抜粋）

○宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年宇治市条例第19号）

（宇治市指定管理者候補者選定委員会）

- 第5条 市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について調査及び審議を行わせるため、法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として、宇治市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。
- 2 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
 - 3 委員は、知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年宇治市規則第31号）

（公募方法）

第2条 条例第2条本文の規定による公募は、本市の広報紙への掲載、インターネットの利用その他周知を図ることができる方法により行う。

- 2 前項の公募は、次の各号に掲げる事項を明示して行う。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせようとする公の施設(以下「施設」という。)の概要
 - (2) 条例第3条の規定による申請(以下「申請」という。)を行う法人その他の団体に必要な資格
 - (3) 申請を受け付ける期間
 - (4) 申請に次条第2項各号に掲げる書類の添付が必要であること。
 - (5) 条例第4条第1項に規定する指定管理者の候補者を選定する基準
 - (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 - (7) 指定管理者に指定しようとする期間
 - (8) その他特に必要があると認められる事項

（選定委員会の委員長）

第5条 条例第5条第1項に規定する宇治市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（選定委員会の会議）

第6条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、選定委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。